

9—3
2—12

地方行政の簡素化に関する件

(二七二、一九
閣議了解)

昭和二十六年九月十八日閣議決定「地方行政の改革に関する件」に
基く、地方行政の簡素化のための事務の整理及び機構の改革につい
ては、次の要領によるものとする。

第一 各府省等は、次の方針に基き、それぞれ所管の法令等を再検討
の上、所要の措置をとるものとする。

一、事務の整理

- (一) 占領管理に伴う事務は、できるだけ、速かに廃止すること。
- (二) 各種の取締事務、各種の産業等に対する保護助長のための監
督事務及び各種の検査検定等の事務は、できるだけ、整理縮少
し、その行き過ぎを是正すること。
- (三) 許認可等は、できるだけ、廃止するか、又は届出で足りるも
のとする。

天野 297

届出、報告等も、できるだけ、廃止するか、又はその回数を減少すること。

各種書類の形式及び記載の内容を簡素化すること。

(四) 特定の地位を与えるための試験及び免許等は、できるだけ、整理すること。この場合において、一定の資格を有する者については、試験を要しないものとする事。

(五) 統計調査は、できるだけ、重複を避けるとともに、その利用を合理化し、重要度の低いものは、これを整理すること。

(六) 各省大臣又は都道府県知事の権限は、できるだけ、都道府県知事又は市町村長の権限すること。

(七) 各種行政事務の処理については、住民の利便を考慮し、できるだけ、その窓口を統一すること。

(八) 未だ施行されていない法令又は全般的に施行されていない法令で、特に支障のないものは、当分の間、その施行を停止する

か、又は廃止すること。

二、機構の改革

(一) 地方議会の議員の定数及び都道府県の局部は、簡素化の趣旨に従い、その標準を法定し、條例で、その特例を定めることができるものとする事。

(二) 都道府県の各種出先機関は、できるだけ、整理統合すること。

(三) 行政委員会の設置は、必要最少限度に止めるとともに、原則として、委員三人をもつて構成し、その選任は、地方公共団体の長が議会の同意を得て行うものとする事。

(四) 審議会、調査会等の諮問的機関は、できるだけ、廃止し、又は統合することとし、その委員の定数は、原則として、都道府県にあつては十人以内、市町村にあつては七人以内とすること。

(五) 職員、施設等の設置基準は、できるだけ、簡素化の趣旨に則

り改訂すること。

第二 各府省等は、今後法令等の立案をする場合においては、第一に掲げる地方行政簡素化の方針によるものとする。

